

サテライトオフィス等 誘致促進助成

最大1,500万円(3年度総額)を補助します!!

✓ 対象条件

- 法人格を有するもの
- 賃貸等により本市内で新たに事業所を開設するもの(市外事業所の移転を含む)
- 新規雇用常用労働者1名以上(市外事業所からの異動者を含む)
- 助成金の交付を受けた日から5年以上事業を継続するもの

✓ 対象業種

- 研究開発を主目的とする製造業、学術・開発研究機関
- 情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業
- デザイン業、広告業、映像・音声・文字情報作成業務

※専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限り対象となります。

対象エリアは、東広島市の全域です

✓ 対象経費

- イニシャルコスト
内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費
※初年度のみ交付
- ランニングコスト
オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信回線使用料

✓ 助成金額

対象期間

事業開始日から翌々年度末まで
(最大3年度)

助成金額

イニシャルコスト 助成率 30%

ランニングコスト 助成率 50%

上 限 額

500万円／年度



さらに、次の要件を満たす場合には、
広島県から追加の助成を受けることが可能です。

- 県内で新たに事業所を開設するもの(県外事業所の移転を含む)
- 新規雇用常用労働者3名以上(県外事業所からの転入者を含む)



制度対象期間

令和8年3月31日まで

制度期間中に指定決定を受けた事業者については、令和8年4月1日以降も助成の対象となります。



手続方法



手 順	内 容
① 指定申請	事業開始日の30日前までに提出
② 指定決定	
③ 事業開始	事業開始の日は次のうちで最も早い日を基準日とします ・賃貸借契約等に基づくオフィスへの入居開始日 ・内装改修工事の着手日 ・開発研究に資する機器の取得日 ・情報通信システムの導入日
④ 変更届	指定を受けた事業計画を変更する場合に提出
⑤ 交付申請	当該年度の末日までに提出 交付申請提出時点で支払完了している費用が当該年度の対象経費となります。
⑥ 交付決定	
⑦ 助成金請求	助成金交付決定の通知を受けた事業者が請求
⑧ 助成金振込	請求書を受け取った日から30日後までに入金



助成金の返還等

5年間の事業の継続ができなくなった場合など、東広島市サテライトオフィス等誘致促進助成要綱に規定する助成金交付対象要件に該当しなくなった事業者には、助成金の返還等を命ずる場合があります。

**制度の活用には必ず事前の申し込みが必要となります。
詳細は産業振興課 までお問い合わせください。**

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 産業部 産業振興課
TEL (082) 420-0921
メール hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp